

## WEB入門講座はP6の部分です

### 日商1級131回・全経上級166回 (商会) 対策 (#1)

平成23年12月17日

オリエンテーション (学習のすすめ方) 10:00~10:30

#### 日商簿記1級 (全経簿記上級) を学習する事の意味

- ① 上場企業および関係会社の経理業務の理論を学ぶことができる
- ② 経営者の視点から財務諸表をみる事ができる
- ③ IFRS関連の知識も身に付く
- ④ 合格者には税理士試験の受験資格が与えられる
- ⑤ 公認会計士受験の基礎学力を身につける事ができる

日商1級・全経上級合格のためには日商2級の知識を確実なものにしておく必要があります。過去問は満点でなくても良いですが、解説読んでスグに「なるほど」と思えるようになっておく必要があります。

ホームページで1級を学ぶための2級過去問の説明をしています。ぜひご確認ください。

また1級試験に関しては、理解も大事ですが、「**本番の問題への慣れ**」が重要です。講座では、初期の段階から過去問をみていく方法を採用します。

#### 目的別学習方法

##### <日商2級学習済で2月に全経上級を目指す方>

基本的にはカリキュラムに従って学習を行います  
但し、年末年始等まとまった時間で連結会計と直接原価計算の補講DVDを確認しておく

##### <過去問の使い方>

出題一覧表をみながら、受講した内容の練習問題として過去問を使用する方法をお奨めしております。

##### <日商2級学習済で2月は2級、2012年6月に1級を目指す方>

連結会計と意思決定会計は1級ではじめて学ぶ概念です。  
2級の知識で必要な項目は [本支店会計] [直接原価計算] です。  
この内容は、130回の2級に出る確率が非常に高いので、まずはしっかり2級の復習を行ってください

1月29日(日)、2月1日(水)、7日(火)、9日(木)の2級答案練習への無料参加(ラスト  
スパート模試のみ購入して頂きます)

### この段階で2級の得点力のUPに気づきます

2月26日の試験後は、2012年6月日商1級への対策として過去問中心で学習して下さい  
CMCの日商1級答練に参加すると、より一層試験対応力が高まります。

## 商業簿記と会計学について

計算のやり方が簿記・・・税理士試験の簿記論に通じる  
計算の考え方が会計学・・・税理士試験の財務諸表論に通じる

制度会計・・・財務(諸表を外部に報告する)会計  
法制度による規制が必要になる

財務会計＝情報提供機能(意思決定)＋利害調整機能(全部配当や全部返済を阻止)  
※会社法は(配当)分配可能額を制限する事で債権者の弁済財産を保全する

企業会計原則(戦後まもない頃に作られた)

- 1.企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないまでも、すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である
- 2.企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準である。
- 3.企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

## 会社法 431 条

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

## 金融商品取引法 193 条

この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、  
内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様  
式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

## <上級簿記の必須概念その1 税効果会計入門>

10:30~10:50 11:00~11:30

企業毎の適正利益の計算が目的の会計と、すべての企業に公平な税負担を求める法人税法の考え方の相違から、会計上の利益と税法上の所得にズレが出る。このズレを調整するのが税効果会計。具体的には、次の3つの科目を使うだけ

[繰延税金資産] ≙ 前払い税金  
 [繰延税金負債] ≙ 未払税金  
 [法人税等調整額] ≙ 法人税

### <例題>

300,000 円の機械を税法基準で3年で償却すべきところを2年で償却した。  
 売上は3年間毎年200,000円、経費は減価償却費のみとする。税率は40%とする。

	1期	2期	3期
売上	200,000	200,000	200,000
減価償却費	150,000	150,000	
税引前利益	50,000	50,000	
法人税	40,000	40,000	40,000 (税法上の税金)
法人税等調整額	△20,000	△20,000	40,000
	20,000	20,000	80,000 (会計上の税金)
当期純利益	20,000	20,000	120,000

(2年で償却してしまうと考えていたが、丁寧に使ったので3年目も使用できたという仮定で作成しました。)

税法では、減価償却費は毎年100,000円と考えるわけです

### 1期と2期

繰延税金資産 20,000 / 法人税等調整額 20,000  
 (税法が経費と認めないので、税金を多く払った→前払いした→資産)  
 前払税金 20,000 / 法人税 20,000 と考えれば良い

### 3期

法人税等調整額 40,000 / 繰延税金資産 40,000  
 (税法が経費と認めるので、前払税金を費用として計上した)  
 法人税 40,000 / 前払税金 40,000 と考えれば良い

上級簿記では税効果会計は以下の処理で登場します

その他有価証券（頻出）

商品評価損、引当金の繰入限度超過額、減価償却費の償却限度超過額、圧縮記帳

連結会計では以下の処理で登場します

子会社の資産負債の時価評価、未実現利益の消去、貸倒引当金の消去

（すべて頻出）

## 現預金（基本おろそかにすべからず！！）

11：30~11：50 12：00~13：00

日商（過去問 114 回商業簿記（資料Ⅲ））

116 回商業簿記（資料Ⅱ）

銀行勘定調整表

現金過不足

①未取付小切手

②未渡小切手

③未通知小切手

### <例題>

次の資料をもとに決算にさいして必要な仕訳を示すとともに、貸借対照表上の現金の金額を計算しなさい。

1. 現金出納帳の残高は 11,620 円である
2. 現金の実際残高を調べたところ、次のとおりであった。  
通貨有高 11,300  
他人振出小切手 360（うち 100 円は先日付であるが現金勘定で処理している）  
配当金領収証 120（未処理）  
社債利札（期限到来済）20（未処理）

<仕訳>

< B/S 現金在高 >

## 金銭債権 (P47~58)

償却原価法と利息法

償却原価法は 2 級の概念

利息法が 1 級の概念

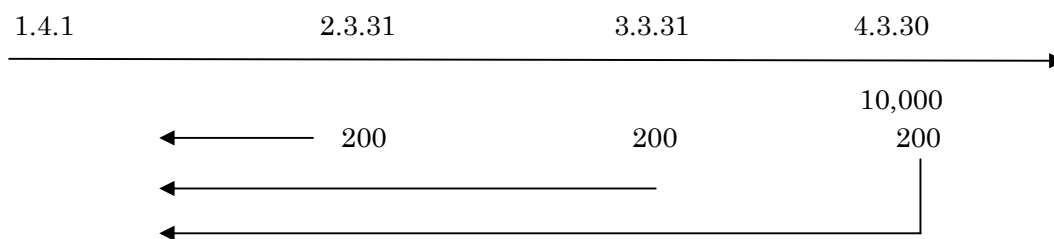
利息法を実践的に学ぼう

< 社債の割引価格の設定 >

10,000円 SOMY		
クーポン利息 2%		
200	200	200

But 銀行の利息 3.5%

という事は SOMY は 4% くらいにしないとイケない



200 円 (2%) の金利は印刷済

この 200 円の金利を 4% にするには、どうすればいい?

貸倒引当金の分類 (P59~74)

一般債権

過去3年の平均値で計算

	期末売掛金	当期貸倒高(前期分)	貸倒実績率
平成20年	1,000,000	18,000	
平成21年	1,200,000	22,000	2.2%
平成22年	1,300,000	28,800	2.4%
平成23年	1,500,000	33,800	2.6%

平成23年度の貸倒引当金は

$$1,500,000 \times 2.4\% = 36,000 \text{ 円}$$

※  $(22,000 + 28,800 + 33,800) \div (1,000,000 + 1,200,000 + 1,300,000) = 2.4171$  と計算しないようにして下さい。あくまでも率の平均です

貸倒懸念債権

C F 見積法

10,000 円の貸付金が「BS 貸付金 10,000 円」である理由  
2% 3 年後に返済

1.4.1                  2.3.31                  3.3.31                  4.3.31

← 200                  200                  10,200

←  $\div 1.02$                    $\div 1.02$                    $\div 1.02$

←  $\div 1.02$                    $\div 1.02$                    $\div 1.02$

←  $\div 1.02$                    $\div 1.02$                    $\div 1.02$

という事は金利を 100 円にしてくれと頼まれたら「BS 貸付金はいくら??」

ネットスクール出版 (とおるテキストより)

## 破産更生債権

財務内容評価法（要は担保を処分しても「足りない」分を全額貸倒引当金にする）

全経 162 改題

金銭債権のうち受取手形 10,000 円と売掛金 9,500 円は債権者が破産申請したため、破産更生債権等に振替る。なお、保証金 8,000 円を預かっており、これ以外に回収できる見込みはない。

破産更生債権	19,500	／	受取手形	10,000
			売掛金	9,500
貸倒引当金繰入額	11,500	／	貸倒引当金	11,500

貸倒引当金の内容を確認しよう<貸倒引当金テキスト P41-55>

日商	全経
119 回商業簿記（資料Ⅱ-2）	152 回会計学 第 2 問
122 回商業簿記（資料Ⅲ-2, 3）	153 回商業簿記（資料 3-3）
125 回商業簿記（資料Ⅱ-2）	161 回会計学（問題 3）
	162 回商業簿記（資料 3-3）